

# 渋谷区立上原小学校いじめ防止基本方針

平成31（令和元）年4月策定

本方針は人権尊重の理念に基づき、上原小学校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめの根絶を目的に策定しました。

## 【いじめ防止についての基本的な考え方】

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷と残すものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。いじめは、どの学校にも、どの子供にも起こりうるものであるという基本認識に立ち、すべての子供を対象に、いじめに向わせないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送り、仲間とともに成長できるよう、いじめのない学校づくりを進める。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

## 2 本校における基本的な考え

本校では、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が校長のリーダーシップの下、適切かつ迅速に組織として対応するため、いじめに対する認識を全教職員で共有します。

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こりうるものであり、いじめ問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、未然防止を充実させた、いじめのない学校づくりに全力で努めます。

学校経営方針でも、子供たちが安心して学校生活を送れ、自己のよさを発揮できる生き生きとした環境づくりの推進を第一に挙げている。具体的には、平成25年3月渋谷区教育委員会発行「いじめのない学校をつくるために―改訂版―」を基に上原小学校いじめ防止基本方針を定め行動する。

本校のいじめ防止対策推進の中核を担う「いじめ対策委員会」を設置する。構成は、校長・副校長・教務主任・生活指導主任・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・その他校長が認めるものとする。

## 3 未然防止

\*人権尊重精神の下、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる環境づくりに学校全体で取り組む。

\*ふれあい月間（6月・11月）には、いじめ防止に関する内容に関わる道徳の授業を展開し、

意図的に児童のおもいやりの心などの心情を育む。

- \* 教育活動全体を通して「いじめは絶対に許されないことである」ということを児童に認識させる。
- \* 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図る。
- \* 子どもを一人の人格と尊重し、呼び捨て、あだ名で呼ばず、「くん、さん」をしっかりとつけて呼名する。
- \* 児童に学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自己有用感と自尊感情を育む。
- \* 上原スタンダードを活用し、担任や指導者の違いによる、児童の生活や学習への戸惑いをなくす。
- \* 「いじめ発見チェックリスト」等を活用し、多くの教職員の目で常に情報交換をする。
- \* 毎週金曜日の生活指導夕会では、学級の状況や配慮を要する児童について情報を共有し、よりよい指導法について協議する。
- \* 年1回の生活指導全体会では、学級の実態や生活指導上の問題、児童の変容や課題について協議する。
- \* 学校だより・学年だよりを通じて学校・学級の取り組みを発信するとともに、クラスミーティングでは情報の収集・共有をする。
- \* 「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」（平成26年2月東京都教育委員会発行）を活用したいじめ防止のための「学習プログラム」を各学年、年間3回実施する。
- \* 「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」（平成26年2月東京都教育委員会発行）を活用したいじめ問題解決のための「教員研修プログラム」を年間3回実施する。
- \* 学校運営連絡協議会の委員から学校サポートチームを設置し、学校いじめ対策委員会を支援する。

#### 4 **早期発見**・**早期対応**

- \* 朝・帰りの会や授業中、休み時間など、学校生活全体の観察を通し、児童の些細な変化を捉え対応する。
- \* 「いじめ等の未然防止と早期発見のためのアンケート」や「心の健康チェックリスト」、「いじめ発見チェックリスト」を活用し、少しでも気になる内容は、個人情報取り扱いに考慮しながら関係者で共有し対応する。
- \* いじめの相談があった場合、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議する。
- \* 看護当番を中心とした校内巡回等により、学校全体で子供たちを見守っているというメッセージを発する。
- \* 個人面談や家庭訪問を通じて保護者が相談しやすい環境を整備する。
- \* スクールカウンセラーと連携し、予約表により児童・保護者共にいつでも相談できる環境を整える。
- \* スクールカウンセラーをクラスミーティングで紹介するとともに、相談室だより等の発行により、保護者がスクールカウンセラーと相談しやすい環境を整備する。
- \* 放課後クラブと定期的な連絡会を実施するなど、常に連携し、放課後における児童の様子について把握する。

## 5 重大事態への対応

- \* 重大事態が発生した場合には、校長が直ちに渋谷区教育委員会に報告するとともに、渋谷区教育委員会と協力し一体となって対応する。
- \* 重大事態が発生した場合には、東京都教育相談センターに設置されている「いじめ等の問題解決支援チーム」を積極的に活用する。

## 6 重大事態

- \* いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- \* いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(いじめ防止対策推進法第28条)

## 7 その他

- \* 3つの「い」を常に意識して いじめにつながらないように心がける。  
「いたすら」「いじわる」「いやがらせ」を見逃さない。
- \* 児童の心理状態を配慮して指導する。  
「その行動はいじめにつながるかもしれないよ」  
などの声かけを児童に対して普段からしている。
- \* いじめへの認識を日常的にもつ。  
いつ、いかなる時でも起こりうるとの認識に立つ。  
いじめは人権侵害であることの認識を、教師が常にもつ。
- \* いじめが起きた場合には、組織で対応する。  
担任一人が抱えないように普段から職員室でのコミュニケーションを！

<令和元年度 いじめ未然防止取り組みの年間指導計画>

|     | おもな取り組み               | 具体的な活動内容   |
|-----|-----------------------|--|
| 4月  | あいさつ運動<br>クラスミーティング   | <ul style="list-style-type: none"> <li>自分から進んであいさつし友達に声をかける習慣形成</li> <li>学校・学級の指導方針の説明</li> <li>保護者からの児童の実態把握・指導の連携</li> </ul> |
| 5月  | S・Cによる講話<br>全校朝会での指導  | <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーの児童面談による実態把握</li> <li>スクールカウンセラーによる学年別面談</li> </ul>                           |
| 6月  | ふれあい月間<br>児童理解タイム     | <ul style="list-style-type: none"> <li>校長による全校朝会での講話</li> <li>アンケート調査及び聞き取り調査</li> <li>学級担任や専科教員による面談</li> </ul>               |
| 7月  | 教育相談研修会               | <ul style="list-style-type: none"> <li>配慮児童に対する理解と支援方法について研修</li> </ul>  |
| 8月  | 研修会                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題の理解と対策について事例に基づいた研修</li> </ul>   |
| 9月  | 夏休みの生活調査              | <ul style="list-style-type: none"> <li>夏休みの児童の様子を把握</li> <li>夏休み以降の児童観察（保健室と連携）</li> </ul>                                     |
| 10月 | 全校朝会での指導、<br>啓発（児童対象） | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童へのいじめ予防指導。</li> <li>教職員への啓発</li> </ul>  |
| 11月 | ふれあい月間<br>児童理解タイム     | <ul style="list-style-type: none"> <li>校長による全校朝会での講話</li> <li>アンケート調査及び聞き取り調査</li> <li>学級担任や専科教員による面談</li> </ul>               |
| 12月 | 冬休み生活調査               | <ul style="list-style-type: none"> <li>校長による全校朝会での講話</li> <li>冬休みの児童の様子を把握</li> <li>冬休み以降の児童観察（保健室と連携）</li> </ul>              |
| 1月  | 研修会                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題の理解と対策について事例に基づいた研修</li> </ul>   |
| 2月  | S・Cによる講話              | <ul style="list-style-type: none"> <li>事例を挙げて講話を行う。</li> </ul>   |
| 3月  | 生活指導夕会でのま<br>とめ       | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活指導夕会で一年間のまとめをおこなう。</li> <li>来年度についてのお知らせをする。</li> </ul>                               |
| 通年  | スクールカウンセラ<br>ーによる個別相談 | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童・保護者からの個別相談を受けて面談を行う。</li> </ul>  |